

—国保制度を崩壊させないために— 第1回



厚生労働省国民健康保険
収納率向上アドバイザー 堀 博晴

プロフィール
堀 博晴（ほり ひろはる）
ヤフー株式会社コンシューマ事業統括本部官公庁担当
昭和42年江戸川区役所に入都。
東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部、主税局足立都
税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事
務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、
徴収指導室長を歴任し、平成17年4月より現職。
機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成
果を上げる。「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッ
フ募集に応募する。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び
回る。著書には、「インターネット公売のすべて」（ぎょうせい）、「自
治体増収大作戦—インターネットが変えた—」（ぎょうせい）がある。

「うちはいわゆるある時払いの催促なし。払う意
思さえ示し、少しずつでも支払っていただければ催告も
しない。」ある自治体職員の話です。

たとえば毎月1000円の支払で、新規発生に追い
つかない分納を許しているというのです。

「ある時払いの催促なし」という考え方の滞納者
を放置しておいてよいのでしょうか。

そして、このような状態を容認している組織で
良いのでしょうか。

こういう状況を裏付けるかのように、全国ベー
スで平成21年度国保料（税）の不納欠損額は1888
億円に上っています。実に鳥取県の予算額（平成
21年度普通予算3349億円）の半分以上をどぶに捨て
ているのです。ちなみにこのうち47億円が静岡
県の不納欠損額です。そしてこの不納欠損のほと
んどは時効にかかるものだと聞いています。

相互扶助制度である世界に誇れる国保制度を維
持していくためには、このような実態を放置する
ことなくきちんと収納してもらおう取組を真剣に
やっていく必要があるのではないのでしょうか。

■ 国保収納率過去最低を更新

平成21年度の収納率（現年度分）は前年度より0.34
低下し88.01%となり、国民皆保険になって以降の
最低を更新しました。厚生労働省発表の下がった
理由は、前年度は「後期高齢者医療制度ができ支
払う意欲の高い老人が抜けたので下がった」とい
うことでした。そして今回は「平成20年度以降の
景気悪化の影響を受けて」ということです。確か
にそれらの影響は大きな要因ではあると思います。

しかしそれだけでしょか。私には言い訳にし
か聞こえませんが。徴収する側にも問題があるよ
うな気がします。

私は全国の国保の収納担当の課長さんとお話し
する機会がありますが、「国保は福祉施策だから差
押えはちょっと・・・」という声をよく聞きます。
しかし、国保料（税）を滞納している人から滞納
金を徴収する仕事は決して福祉施策ではありません。
福祉という言葉を隠れ蓑に本来やるべきこと
をしない言い訳にしているのです。

このままですと次年度も過去最低を更新するか
もしれません。静岡県も収納率の減少率が全国ワ
ーストとまた新聞に書かれるかもしれません。

そして収納率の低い自治体の住民は納期内納付
（納税）をしなくなるのが考えられます。国保が
相互扶助制度であることを踏まえ、払わないでも
済んでしまう人を出さない取組がいま求められて
いるのではないのでしょうか。

■ 公務員は嘘をつくな！！

収納率を向上させるには欠かせないことがあり
ます。「納付（納税）に対して誠意のない滞納者」
について法律どおり差押えを実施することです。

おそらく滞納整理を行っている職員の皆さんは、
「差押えをします」という言葉を納付（納税）交渉
で使っていると思います。しかし差押えをしない
ケースが多いのではないのでしょうか。

いくら差押えをしても差押えなければ、
滞納者に「また言ってるよ」という意識を植え付
けると同時に、「どうせ差押えなんかしやしない」

と高を括られるだけになってしまう。

納付（納税）誓約を履行しないと「〇〇さん今
月はどうしたんですか」などといちいち電話や臨
戸などで催促し、遅ればせながら払ってもら
う。次の月も同じことを繰り返す。こんなことで良
いのでしょうか。滞納者はお友達ではないのです。

これを繰り返しているといわゆる「狼少年」に
なってしまうと私は思っています。

滞納整理に携わっている皆さんは公務員です
から、嘘を言ってははいけません。

「差押えます」と言ったら必ず差押えをすること、
納付（納税）誓約を破れば電話せず差押えするこ
とが収納率向上の秘訣です。

そして、なるべく早く差押えてあげることが滞
納者のためになるのです。差押えしないで少額分
納を容認しては延滞金が膨らむばかりです。

本料（税）を払えば延滞金は免除してしまうと
ころが多いと聞いています。これでは収納率の向

上は望めません。本料（税）はもちろん延滞金を
キチンと取ることによって料（税）の公平性が確保さ
れると同時に、滞納するとこんなに無駄な出費にな
るということを滞納者に理解、納得してもら
うことで、優良納付（納税）者になってもらうことが
大切なのではないのでしょうか。

筆者は酷いやつだと思われる方もあろうかと思
いますが、皆さんの後ろには約9割の納期内納付（納
税）をしてくださる、いわゆるサイレントマジョ
リティの方々の後押しをしてくれているのでは
ないのでしょうか。

まじめに支払っている人がバカを見るような収
納のしかたをしては公平性も何もなくなって
しまい、制度そのものが崩壊するような気がして
なりません。

決して一部の滞納者を放置することなく、法令
に基づいて淡々と処分すれば良いと思います。

（続きは11月号に掲載します。）

■ 滞納繰越分保険料平成21年度【確定値】

No.	都道府県	調定額		収納額		不納欠損額		未収額		居所不明者		収納率		順位
		億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	%	位	
1	北海道	507	10.04	51	10.04	119	23.5	337	66.4	6	1.1	10.15	45	
2	青森県	181	13.39	24	13.39	21	11.4	136	75.2	0	0.0	13.39	27	
3	岩手県	114	14.61	17	14.61	11	9.5	86	75.9	0	0.0	14.61	20	
4	宮城県	241	13.17	32	13.17	35	14.6	174	72.2	2	0.9	13.28	28	
5	秋田県	107	10.04	11	10.04	11	9.9	86	80.1	0	0.0	10.04	46	
6	山形県	105	11.42	12	11.42	9	8.7	84	79.9	0	0.0	11.42	41	
7	福島県	247	12.98	32	12.98	24	9.8	190	77.2	0	0.0	12.98	30	
8	茨城県	435	14.27	62	14.27	35	8.1	338	77.6	0	0.1	14.28	23	
9	栃木県	266	18.68	50	18.68	29	10.7	188	70.6	0	0.0	18.68	3	
10	群馬県	263	15.56	41	15.56	28	10.5	195	73.9	0	0.0	15.56	13	
11	埼玉県	1,134	12.14	138	12.14	105	9.3	892	78.6	0	0.0	12.14	37	
12	千葉県	799	14.13	113	14.13	108	13.5	578	72.4	0	0.0	14.13	24	
13	東京都	1,098	21.24	233	21.24	269	24.5	595	54.2	4	0.3	21.32	1	
14	神奈川県	811	13.47	109	13.47	164	20.2	538	66.4	15	1.9	13.72	26	
15	新潟県	120	14.80	18	14.80	16	13.0	87	72.2	0	0.1	14.81	17	
16	富山県	55	14.48	8	14.48	5	9.8	42	75.7	0	0.0	14.48	21	
17	石川県	87	12.71	11	12.71	11	12.6	65	74.6	0	0.1	12.72	33	
18	福井県	65	14.66	10	14.66	4	6.6	52	78.8	0	0.0	14.66	18	
19	山梨県	90	16.16	15	16.16	14	15.1	62	68.7	0	0.1	16.18	8	
20	長野県	131	14.33	19	14.33	19	14.8	93	70.9	0	0.0	14.33	22	
21	岐阜県	133	15.97	21	15.97	20	14.7	92	69.3	0	0.1	15.98	9	
22	静岡県	348	15.01	52	15.01	47	13.6	248	71.4	1	0.3	15.05	15	
23	愛知県	671	11.11	75	11.11	80	12.0	516	76.9	0	0.0	11.11	42	
24	三重県	170	13.94	24	13.94	19	11.3	127	74.7	0	0.0	13.94	25	
25	滋賀県	88	12.69	11	12.69	10	11.9	66	75.4	0	0.1	12.71	34	
26	京都府	135	15.09	20	15.09	29	21.8	85	63.1	0	0.3	15.13	14	
27	大阪府	1,062	8.69	92	8.69	255	24.0	714	67.3	4	0.3	8.72	47	
28	兵庫県	456	10.90	50	10.90	74	16.3	332	72.8	2	0.4	10.94	43	
29	奈良県	112	12.86	14	12.86	17	15.4	80	71.7	0	0.2	12.89	31	
30	和歌山県	86	15.78	14	15.78	11	13.2	61	71.0	0	0.6	15.87	11	
31	鳥取県	37	15.90	6	15.90	6	16.2	25	67.9	0	0.0	15.91	10	
32	島根県	24	21.19	5	21.19	3	14.6	15	64.2	0	0.2	21.23	2	
33	岡山県	125	16.26	20	16.26	29	23.0	76	60.8	0	0.2	16.29	7	
34	広島県	187	17.22	32	17.22	29	15.7	125	67.1	0	0.2	17.25	6	
35	山口県	114	11.69	13	11.69	17	14.9	84	73.4	0	0.1	11.70	39	
36	徳島県	52	12.81	7	12.81	10	19.6	35	67.6	0	0.0	12.82	32	
37	香川県	52	18.08	9	18.08	8	15.6	34	66.3	0	0.0	18.08	5	
38	愛媛県	63	18.48	12	18.48	12	19.0	39	62.6	0	0.2	18.52	4	
39	高知県	54	15.75	9	15.75	9	16.3	37	68.0	0	0.3	15.79	12	
40	福岡県	368	11.89	44	11.89	66	18.0	258	70.1	2	0.5	11.94	38	
41	佐賀県	75	14.81	11	14.81	7	9.8	56	75.4	0	0.1	14.81	16	
42	長崎県	152	10.53	16	10.53	15	10.2	120	79.3	0	0.1	10.54	44	
43	熊本県	176	11.49	20	11.49	24	13.8	132	74.7	0	0.0	11.49	40	
44	大分県	102	13.16	13	13.16	12	11.5	77	75.4	0	0.1	13.17	29	
45	宮崎県	93	14.60	14	14.60	9	9.7	71	75.7	0	0.1	14.62	19	
46	鹿児島県	147	12.42	18	12.42	16	10.8	113	76.7	0	0.2	12.45	35	
47	沖縄県	113	12.10	14	12.10	13	12.0	85	75.9	0	0.4	12.15	36	
	全 国	12,050	13.61	1,640	13.61	1,888	15.7	8,522	70.7	39	0.3	0.17	-	

（出所） 国民健康保険事業年報
（注1） 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。（小数点第2位未満四捨五入）